

地域支え合い助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区に福祉部会を設置することで、区民が社会的孤立にならないよう多様なつながりのある地域をつくることを目的とする、地域支え合い助成事業（以下、「助成事業」という）に関して必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この助成事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(助成の対象)

第3条 この助成事業における助成対象は、区に福祉部会を設置した、市内の全ての行政区（以下、「区」という。）とする。

(助成対象活動)

第4条 この助成事業における助成対象の活動は、別表1-1、1-2に定める活動とする。ただし、別表1-1を実施した区は、別表1-2の追加選択コースを実施できるものとする。

(助成対象経費、根拠)

第5条 この助成事業における助成金については、第4条の活動の為に充当し、併せて、福祉部会の設置が解る区の役員名簿（写し）を提出することで完了するものとする。

(助成額)

第6条 助成額は、法人予算の範囲内とし、別表1-1、1-2に定める基準に基づき助成する。

(助成申請の募集)

第7条 助成申請の募集は、公募により行う。

- 2 助成の対象となる活動は、別表1-1.1-2に定める活動とする。
- 3 助成申請者は、区長とする。

(申請手続き)

第8条 助成金の交付を受けようとする区（以下「申請区」という。）は、「地域支え合い助成事業申請書」（様式第1号）を社協に提出するものとする。尚、年度途中での申請にあつては年度内に計画が達成か見込める場合に申請を可能とする。

(助成の決定)

第9条 助成の決定は、提出された申請書に基づき行うものとする。

(結果の通知)

第10条 社協は、選考の結果を「地域支え合い助成事業選考結果通知書」(様式第2号)により申請者に通知する。

(助成金の交付方法)

第11条 助成金は活動終了後提出された報告書を精査し、振込にて指定口座へ助成金を交付する。

(事業報告)

第12条 助成を受けた区は、当該年度の2月末までに「地域支え合い助成事業報告書」(様式第3号)を社協へ提出しなければならない。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第13条 申請区が活動を進める上での変更または取下げの必要がある場合には、申請区は「地域支え合い助成事業変更・取下げ」届(様式第4号-1)を社協に提出しなければならない。

2 「地域支え合い助成事業(変更・取下げ)届」(様式第4号-1)の提出があった場合には、社協は精査のうえ速やかに「地域支え合い助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書」(様式第4号-2)を申請区に通知する。

3 社協は、申請区が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、「地域支え合い助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書」(様式第4号-2)を申請区に通知する。

(1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和3年4月1日から一部改正。
1. この要綱は、令和5年7月1日から一部改正。
1. この要綱は、令和6年4月1日から一部改正。

地域支え合い助成事業

別表 1 - 1

福祉部会の目的	区民が社会的孤立にならないよう多様なつながりのある地域づくりを目指す			
福祉部会の有無	事業内容	事業期間	提出書類 ・申請→活動→報告 (申請・報告は区長名で 区長印が必要) 報告書提出：翌年2月末まで	助成額 報告書を確認した後に 指定口座に振込
無	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉部会を発足し、区の役員名簿に福祉部会を追加し構成員名を記載する (構成員：福祉に意欲的な方) ② 福祉マップを作成し、福祉部会内で情報共有 	単年度事業 4月～翌年2月まで	【申請】 ・様式第1号 ・区の役員名簿の写し 【報告】 ・様式第3号	① と②は 同年度内実施で 30,000円 を助成
有	① 福祉マップを作成し、福祉部会内で情報共有		【申請】 ・様式第1号 【報告】 ・様式第3号 ・写真データ	①の実施で 初回のみ 5,000円 を助成

別表 1 - 2

追加選択コース実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部会を設置し、福祉マップを作成された区につき、追加選択コースを実施することができる ・追加選択のコースは複数実施することができる
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区長により申請 ・指定の様式に記入して提出（様式第1号）
報告方法	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年2月末までに、指定の様式を記入して提出（様式第3号）、下記の報告資料を合わせて提出する

追加選択コース		内 容	助成条件	助成額	報告資料
①	「わが町井戸端会議」	福祉的な問題や課題に対する支援、地域の目指す姿等を協議 (福祉マップの更新を含む)	3回以上実施	1コース 20,000円	実施回数分の資料・写真を提出
②	「つどいの場応援」	区内にミニデイやふちサロンが1カ所以上あること、そのつどいに福祉部会の部員が参加して交流を図る	2回以上実施		
③	「私たちの居場所」	住民が集まりやすい場所（公民館等）を開放し、交流の場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・6回以上実施 ・参加者は延べ30名以上 		実施回数分の写真・参加者名簿を提出
④	「お裾分けで安心」	区内の要援護者の方に、近隣の方が食糧等を準備し支援	4回以上		実施回数分の写真を提出

